

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 「役員及び評議員の報酬等に関する規程」

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「センター」という。）役員(理事、監事)及び評議員の報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

（役員等の種類）

第2条 この規程の役員とは、定款第15条に定める理事、監事をいい、勤務形態は以下のとおりとする。

(1) 理事 常勤及び非常勤とする。

(2) 監事 非常勤とする。

2 評議員は、定款第5条に定める評議員をいう。

（役員給与等及び報酬）

第3条 理事に対し、次により給与又は報酬を支給する。

(1) 常務理事 次により給与を支給する。

年額 6,500,000円（上限額）とする。（所得税を含む）

給与及び特別手当（6月・12月）の額については、理事長が別に定める。

ただし、勤務事情又は本人が希望する場合には、減額又は支給しないことができる。

(2) 職員給与を受けている理事 支給しない。

(3) 非常勤理事 次により報酬を支給する。

理事会への出席、その他理事長の要請により理事として法人の業務を行った場合 1日につき 12,260円（所得税を含む）

(4) 監事（非常勤） 次により報酬を支給する。

監事監査（4時間） 12,260円（所得税を含む）

4時間を超える場合 24,520円（所得税を含む）

理事会・評議員会への出席、その他理事長の要請により監事として法人の業務を行った場合 1日につき 12,260円（所得税を含む）

(5) 評議員 次により報酬を支給する。

評議員会への出席、その他理事長の要請により評議員として法人の業務を行った場合 1日につき 12,260円（所得税を含む）

ただし、（３）（４）の役員及び（５）の評議員が希望する場合には、支給しないことができる。

（役員給与等の総額）

第４条 役員給与等の総額は、年間１２,０００,０００円を上限とする。

なお、職員給与を受けている理事の給与額については、この総額に含まれない。

（退職給与の支給）

第５条 常務理事については、以下により退職給与を支給する。

（支給要件）

常務理事が１年以上在職し、次の各号の一つに該当する場合には、その者（死亡による場合は、その遺族）に支給する。

- （１）在職中死亡した場合
- （２）疾病のため辞職した場合
- （３）自己の都合により円満退職した場合
- （４）法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合

（計算方法）

退職給与の額は、退職日における第３条（１）の給与月額に在職年数を乗じて得た額とする。

なお、１００円未満の端数が出た場合及び在職年数に１年未満の端数が出た場合の計算方法については、「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター職員退職給与規程（平成５年１１月１日施行）」の取り扱いに準じる。

（交通費の支給）

第６条 非常勤の理事・監事が理事会、評議員会、監事監査等に出席した場合、評議員が評議員会に出席した場合には、交通費（実費）を支給する。

ただし、これら会議のいずれもオンラインで出席した場合には、交通費を支給しない。

附 則

１．この規程は、令和７年６月２４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

２．社会福祉法人聴力障害者情報文化センター役員の報酬等に関する規程（平成２９年６月２８日施行）及び評議員の報酬等支給規程（平成２９年６月２８日施行）は廃止する。